

茨城県立医療大学教員の懲戒に係る審査手続きに関する規程

〔平成27年3月18日〕
医療大訓第3号

(趣旨)

第1条 この規定は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第9条第2項で準用する同法第4条第5項の規定に基づき、茨城県立医療大学教授会（以下「教授会」という。）が行う大学教員の懲戒処分の審査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(審査説明書の記載事項)

第2条 法第9条第2項で準用する同法第4条第2項の規定に基づき、大学教員に交付する審査の事由を記載した説明書（以下、「審査説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査を受ける者の氏名、職名及び所属学科
- (2) 審査の理由
- (3) 審査をすることを決定した年月日及び審査説明書の交付年月日
- (4) 法第9条第2項で準用する同法第4条第3項の規定に基づき、教授会に対し口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示

(陳述の請求手続)

第3条 陳述を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に教授会に対し、その旨を記載した請求書（以下「陳述請求書」という。）を提出しなければならない。

2 陳述請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請求者の氏名、職名、所属学科及び住所
- (2) 陳述請求の理由
- (3) 陳述の方法

3 陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。

(陳述)

第4条 教授会は、陳述請求書を受領したときは、口頭陳述については、陳述の日時及び場所等を、書面陳述については提出期日等を、当該陳述の日時又は提出期日の6日前までに、書面により請求者に通知するものとする。

2 請求者が、正当な理由なく、指定された日時に出頭せず、又は指定された期日までに陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(参考人の陳述等)

第5条 教授会は、審査に関し必要があるときは、請求者又は参考人その他必要と認める者に対し、陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(口頭陳述の手順及び実施方法)

第6条 口頭陳述は、一つの事案につき、おおむね30分以内とする。

2 教授会の構成員は、請求者による陳述が終了したのち、当該陳述の内容に関して、請求者に対して質問することができる。

3 口頭陳述は、非公開とする。

(教授会の構成員による陳述の聴取)

第7条 教授会は、必要と認めるときは、あらかじめ選任した教授会の構成員に口頭陳述を聴取させることができる。この場合において、教授会は、当該構成員のうちから当該口頭陳述を主宰する者（以下「主宰者」という。）を指名するものとする。

2 主宰者は、前項の規定による口頭陳述を実施するときは、その内容を録取し、口頭陳述終了後、録取した内容その他必要な事項を記載した口頭陳述調書を作成し、教授会に提出するものとする。

3 前条の規定は、第1項の場合に準用する。

(事務の委任)

第8条 教授会は、第3条に定める陳述請求書の受理及び第4条に定める請求者への通知等については、医療大学長に委任するものとする。

(規定に定めのない事項等)

第9条 法及びこの規程に定めるもののほか、大学教員の懲戒処分の審査の実施について必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。